

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月29日
【会社名】	東光株式会社
【英訳名】	TOKO, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山内 公則
【本店の所在の場所】	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
【電話番号】	049(285)2511
【事務連絡者氏名】	取締役 田口 康則
【最寄りの連絡場所】	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
【電話番号】	049(285)2511
【事務連絡者氏名】	取締役 田口 康則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年1月29日開催の取締役会において、平成28年5月1日（予定）を効力発生日として、株式会社村田製作所（以下「村田製作所」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成28年1月29日に両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1)本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成27年12月31日現在)

商号	株式会社村田製作所
本店の所在地	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村田 恒夫
資本金の額	69,376百万円
純資産の額	(連結)1,261,091百万円 (単体)543,506百万円
総資産の額	(連結)1,510,366百万円 (単体)860,212百万円
事業の内容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(連結)

(百万円)

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	681,021	846,716	1,043,542
営業利益	58,636	125,891	214,535
経常利益	59,534 (注1)	132,336 (注1)	238,400 (注1)
当期純利益	42,386 (注2)	93,191 (注2)	167,711 (注2)

(注1)村田製作所は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「米国会計原則」といいます。）に準拠して連結財務諸表を作成しておりますので、この数値は「税引前当期純利益」の数値を表示しております。

(注2)この数値は米国会計原則に基づいて算出した「当社株主に帰属する当期純利益」の数値を表示しております。

(単体)

(百万円)

事業年度	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	535,155	635,028	752,660
営業利益	10,344	32,715	60,174
経常利益	31,195	57,892	120,840
当期純利益	30,601	51,231	98,694

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年9月30日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.7%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	4.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.3%
日本生命保険相互会社	3.3%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成27年12月31日現在)

資本関係	村田製作所は東光の発行済株式総数の62.99%に相当する68,101千株を保有しております。
人的関係	村田製作所またはそのグループ企業（東光および東光のグループ企業を除きます。）の出身者4名が東光の取締役または監査役に就任しており、うち村田製作所の取締役1名が、東光の社外取締役を兼任しています。 東光およびそのグループ企業は村田製作所またはそのグループ企業（東光および東光のグループ企業を除きます。）から出向者を11名受け入れております。
取引関係	村田製作所は東光からコイルを、東光は村田製作所からセラミックコンデンサを購入しております。 また、平成27年3月25日に村田製作所は東光から販売権の一部を譲り受ける契約を締結しており、東光製品の一部につきまして村田製作所が販売しております。

(2)本株式交換の目的

村田製作所は、村田昭により昭和19年に京都市中京区にて創業され、昭和25年に株式会社に改組いたしました。現在、村田製作所グループは連結子会社103社および持分法適用関連会社1社で構成され、「Innovator in Electronics®」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求も高度化していくエレクトロニクス業界において、独自の製品を開発・製造・販売することで、高度情報化社会の発展に貢献してまいりました。

現在、村田製作所は急成長するスマートフォン、タブレット等のポータブルデバイス市場を中核市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しております。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けております。

一方、東光は、昭和30年に株式会社東光ラジオコイル研究所として設立され、真空管式ポータブルラジオ用コイル、世界初のトランジスタラジオ用I F Tの開発生産を開始いたしました。その後、昭和39年に東光株式会社に社名変更を行い、現在、東光ならびに連結子会社23社で構成されております。東光は、同じくエレクトロニクス業界において、中核技術として持つ磁性体材料および巻き線テクノロジーを駆使した革新的なコイルを創出し続け、社会の発展に貢献しております。東光の製品はテレビ、ゲーム等のAV機器、携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の情報機器、およびカーオーディオ等の車載機器に幅広く採用されております。最近においては、他社に先駆け独自のコイルの開発、量産化に成功し、そのコイルを採用したスマートフォン等のポータブルデバイスにおいて、小型化・省エネルギー化・軽薄化を実現し、世界の主要顧客から高い評価を受けております。また、自動車向け等の新たな製品開発や用途開拓も進めております。

このような状況下、両社はお互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、平成24年3月22日付で「資本・業務提携に関する合意書」を締結し、業務提携を開始いたしました。また、平成25年2月13日に「資本業務提携の強化に関する合意書」を締結し、村田製作所が公開買付けにより東光の普通株式68,101,995株（平成27年12月31日現在の発行済株式総数108,122,646株に占める割合（以下「保有割合」といいます。）にして62.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有するに至っております。

その後、平成27年3月25日付で「販売権譲渡契約書」を締結し、東光が保有する販売権の一部を村田製作所およびその子会社に譲渡することで、東光の商品を村田製作所のグローバルな販売力を通じて販売することを可能とするなど、両社の連携を強化してまいりました。

しかしながら、東光の上場維持を前提とした連携を進める上で、販路や技術力などの経営資源が分散している現状においては、当初想定していたシナジーが十分に発揮出来ておらず、競争の激化、市場環境の急速な変化等を踏まえると、村田製作所としては、両社が中長期的にコア事業をさらに強化するためには、両社の連携による新領域での販路開拓や共同開発等のグループ一体運営による一層のシナジー効果の発揮が必要であり、また、東光が成長戦略を実現していくためには、村田製作所が持つ販路や技術力といった経営資源を最大限活用できるような強固な協業体制の構築が必須であり、そのためには、村田製作所による東光の完全子会社化が最善の策であると判断し、村田製作所から東光に対し、平成27年8月20日に株式交換による完全子会社化を申し入れました。

東光は、村田製作所からの申し入れが、現在の業界動向のもと、自社のあるべき競争戦略にどのように寄与し得るのかについて真摯に検討を行いました。東光は、独創的なコイルの開発を中心に様々な事業展開を試みてまいりましたが、東光の主力市場であるメタルアロイ市場において、アジアメーカーの台頭等があり、従来以上に、競合他社とのグローバル市場における競争は激しさを増しており、また、顧客ニーズも多様化しております。このような厳しい業界環境のなかで勝ち残るためには、新商品の早期市場導入による事業の拡大が鍵となっており、高いシェアを誇る東光の最先端のメタルアロイ製品の一層の販売拡大のために、村田製作所の持つ総合的な技術力をタイムリーに活用することにより、一層の製品競争力の強化を図ることが必要不可欠と考えるに至りました。そして、このような新しい競争戦略をより迅速かつ確実に推進するためには、東光の親会社である村田製作所の完全子会社となり、自社のリソースだけでなく、村田製作所グループが持つ技術・生産に関する情報を有効活用し、両社の有する経営資源を融合することにより、事業シナジー効果を早期に最大化することが必要であるとの認識に至りました。

このたびの村田製作所による東光の完全子会社化の申し入れを踏まえて、今後の両社のあり方について真摯に協議を重ねた結果、村田製作所と東光は、グループ内で分散している機能の集約によるバリューチェーンの最適化、グループ内の利益相反の回避による業務シナジーの発揮、グループ一体経営による最適な経営資源の配分と戦略の策定を可能とすることが、将来に向けての両社の企業価値向上に一層資するものとの認識に至りました。そして、これらを実行するためには、村田製作所が東光を完全子会社化し組織運営の柔軟性を確保することが最善の方法との結論に達し、平成28年1月29日に本株式交換契約を締結することを両社で決定いたしました。なお、東光は、本株式交換により平成28年4月26日付で上場廃止となる見込みのため、これに関連して、平成25年2月13日に両社間で締結した「資本業務提携の強化に関する合意書」に規定される東光の上場維持に関する確認（平成25年2月13日付「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」の2.（2）（g）参照）については、本株式交換の効力不発生を解除条件として、平成28年1月29日付で削除することを両社間で合意しております。

(3)本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

村田製作所を株式交換完全親会社、東光を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、村田製作所については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行われる予定です。東光については、平成28年3月29日に開催予定の東光の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	村田製作所 (株式交換完全親会社)	東光 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.027
本株式交換により交付する株式数	村田製作所普通株式：1,042,043株（予定）	

(注1)株式の割当比率

東光の普通株式1株に対して、村田製作所の普通株式0.027株を割当交付します。ただし、村田製作所が保有する東光の普通株式68,101,995株（平成28年1月29日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2)本株式交換により交付する村田製作所の株式数

本株式交換により交付される村田製作所の普通株式の数：1,042,043株（予定）

村田製作所は、本株式交換に際して、本株式交換により村田製作所が東光の発行済株式（ただし、村田製作所が保有する東光の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東光の株主の皆様（ただし、村田製作所を除きます。）に対し、その保有する東光の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の村田製作所の普通株式を割当交付いたします。村田製作所の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して村田製作所が新たに株式を発行する予定はありません。なお、東光は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、東光が保有する自己株式および基準時の直前時まで東光が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、東光による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3)単元未満株式の取扱い

本株式交換により、村田製作所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている東光の株式が3,704株未満である東光の株主の皆様は、村田製作所の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。村田製作所の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、村田製作所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、村田製作所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、村田製作所に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項および村田製作所の定款の規定に基づき、村田製作所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、村田製作所に対してその保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

(注4)1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、村田製作所の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる東光の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の村田製作所の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

村田製作所の保有する東光株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、本株式交換契約締結以降も村田製作所により新株予約権付社債として継続保有され、本株式交換効力発生日前に到来する償還期限である平成28年4月8日に一括償還される予定です。そのため、本株式交換に伴う新株予約権付社債の承継はなされません。

なお、東光は、その他の新株予約権または新株予約権付社債を発行しておりません。

本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は以下のとおりです。

株式交換契約書

本契約は、2016年1月29日付で、以下の当事者間で締結された（以下「本契約」という。）。

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号に所在する株式会社村田製作所（以下「甲」という。）

及び

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地に所在する東光株式会社（以下「乙」という。）

ここに、両当事者は以下のとおり合意した。

- ・ 1. 株式交換
甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、本契約に定める条件に従い株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。
- ・ 2. 甲及び乙の商号及び住所
甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。
 - (a) 株式交換完全親会社（甲）
（商号）株式会社村田製作所
（住所）京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
 - (b) 株式交換完全子会社（乙）
（商号）東光株式会社
（住所）埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
- ・ 3. 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て
 - 3.1 本株式交換に際して交付する株式
甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の総数に0.027を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
 - 3.2 本株式交換に際して交付する株式の割当て
甲は、本株式交換に際して、基準時における各本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.027株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
 - 3.3 1株に満たない端数の処理
第3.1条及び第3.2条の規定に従って各本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従ってこれを処理する。
- ・ 4. 甲の資本金及び準備金の額に関する事項
本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める。
- ・ 5. 本株式交換の効力発生日
本株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2016年5月1日とする。但し、本株式交換の手續の遂行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- ・ 6. 本株式交換契約の承認に係る株主総会
 - 6.1 甲における本株式交換契約の承認に係る株主総会（簡易株式交換）
甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定に基づき、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
 - 6.2 乙における本株式交換契約の承認に係る株主総会

乙は、2016年3月29日に開催予定の定時株主総会において、会社法第783条第1項に基づく本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

6.3 手続の変更

第6.1条及び第6.2条に定める手続は、本株式交換に関する手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

・ 7. 会社財産の管理等

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間において、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行、財産の管理及び運営を行う。甲及び乙は、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（甲及び乙による、株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行その他の甲及び乙の総株主の議決権の数の影響ある行為を含み、本契約に別途定める行為を除く。）を実施する際には、それぞれ事前に相手方の承認を得なければならないものとする。

・ 8. 新株予約権付社債に関する取扱い

甲が本契約締結日時時点で保有する東光株式会社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）については、本契約締結以降も甲により新株予約権付社債として継続保有されるものとし、乙は、効力発生日前に到来する償還期限である2016年4月8日に本新株予約権付社債の全部を一括償還する。

・ 9. 自己株式の消却

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等に従い、基準時の直前時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時の直前時において消却する。

・ 10. 本契約の変更又は解除

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

・ 11. 本契約の効力

本契約は、第6.1条但書に定める甲の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合（会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合に限る。）、第6.2条に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合、又は本契約の履行に必要な関係官庁等の承諾若しくは許認可等が得られなかった場合、その効力を失う。

・ 12. 協議事項

本契約に定める事項のほか、本株式交換に際し必要な事項並びに甲及び乙の間で締結された平成25年2月13日付資本業務提携の強化に関する合意書（平成26年2月13日付資本業務提携の強化に関する変更合意書による変更後のもの）の効力発生日後の取扱いについては、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上決定する。

・ 13. 適用法及び管轄

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を適用法とし、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者が各1通を保有する。

甲

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
株式会社村田製作所
代表取締役社長 村田 恒夫

乙

埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地
東光株式会社
代表取締役社長 山内 公則

(株式交換契約書は以上)

(4)本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

村田製作所および東光は、本株式交換に用いられる上記2(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、下記2(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、村田製作所は第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとしてペーカー&マッケンジー法律事務所を、一方、東光は第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、また、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

村田製作所は、下記2(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成28年1月28日付で受領した株式交換比率算定書、ペーカー&マッケンジー法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、村田製作所および東光の株主の皆様様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

東光は、下記2(4)「公正性を担保するための措置」及び2(4)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券から平成28年1月28日付で受領した株式交換比率算定書、TMI総合法律事務所からの助言、支配株主である村田製作所と利害関係を有しない東光の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている丸山栄作氏から、平成28年1月29日付で受領した本株式交換に関する東光の決定が東光の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと判断される旨の意見書、村田製作所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に協議・検討致しました。その結果、本株式交換比率は下記2(4)「算定の概要」に記載の通り、みずほ証券から受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価基準法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の算定レンジの範囲内であり、また、類似会社比較法の算定レンジの上限を上回ることから合理的な水準にあり、東光の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、村田製作所および東光は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果および助言ならびに各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年1月29日に開催された村田製作所および東光の取締役会決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結することいたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

算定に関する事項

イ 算定機関の名称及び上場会社との関係

村田製作所の第三者算定機関である野村證券および東光の第三者算定機関であるみずほ証券はいずれも、村田製作所および東光から独立した算定機関であり、村田製作所および東光の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

ロ 算定の概要

野村證券は、村田製作所については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成28年1月27日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年1月21日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成27年12月28日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、

平成27年10月28日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、および平成27年7月28日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値)を採用して算定を行いました。

東光については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成28年1月27日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年1月21日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成27年12月28日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成27年10月28日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、および平成27年7月28日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値)を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法による村田製作所の1株当たりの株式価値を1とした場合の東光株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.020～0.026
D C F 法	0.025～0.030

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、村田製作所、東光およびそれらの関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年1月27日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、東光の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした東光の将来の財務見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成28年12月期において、平成27年12月期に計上した販売権譲渡益等による特別利益の影響により、当期純利益は大幅な減益になると見込んでおります。

一方、みずほ証券は、村田製作所については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価基準法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成28年1月28日を算定基準日とし、東京証券取引所における村田製作所の普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しました。東光については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価基準法を、東光と比較的類似する事業を手掛ける上場企業が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、更に将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法においては、平成28年1月28日を算定基準日とし、東京証券取引所における東光の普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しました。類似会社比較法においては、東光と類似性があると判断される類似上場企業として、TDK株式会社、村田製作所、太陽誘電株式会社、スミダコーポレーション株式会社および株式会社タムラ製作所を選定した上で、企業価値に対するEBITDAマルチプルおよびPERを用いて算定を行いました。DCF法においては、東光が作成した平成28年12月期から平成30年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。割引率は7.70%～8.70%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法およびマルチプル法を採用し、永久成長法では永久成長率として-0.5%～0.5%を採用し、マルチプル法ではEBITDAマルチプルとして4.0倍～5.0倍を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成28年12月期において、平成27年12月期に計上した販売権譲渡益等による特別利益の影響により、当期純利益は大幅な減益になると見込んでおります。また、平成29年12月期においては、主力商品の売上増加による順調な増収ならびに商品構成の改善等の影響から、営業利益41億円を見込んでおり、経常利益、当期純利益についても、前年度対比3割超の増益となることを見込んでおります。また、本財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

各評価手法による村田製作所の1株当たりの株式価値を1とした場合の東光株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.020～0.028

類似会社比較法	0.010～0.022
D C F 法	0.016～0.031

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価または査定を行っていないことを前提としております。また、東光の事業見通しおよび財務予測については、東光の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に準備・作成されていることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成28年5月1日（予定）をもって、村田製作所は東光の完全親会社となり、完全子会社となる東光の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成28年4月26日付で上場廃止（最終売買日は平成28年4月25日）となる予定です。上場廃止後は、東光の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、本株式交換の効力発生日において東光の株主の皆様は割り当てられる村田製作所の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、東光の普通株式を3,704株以上保有し、本株式交換により村田製作所の単元株式数である100株以上の村田製作所の普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において3,704株未満の東光の普通株式を保有する株主の皆様には、単元株式数に満たない村田製作所の普通株式が割り当てられます。単元未満株式は取引所市場において売却することは出来ませんが、村田製作所に対して、単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することが可能です。また、村田製作所に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2（3）の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照下さい。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2（3）の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照下さい。

なお、東光の普通株主の皆様は、最終売買日である平成28年4月25日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する東光の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

公正性を担保するための措置

本株式交換は、村田製作所が既に東光の発行済株式総数の62.99%を保有する親会社であることから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

イ 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

村田製作所は、村田製作所および東光から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年1月28日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記2（4）「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、東光は、村田製作所および東光から独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、平成28年1月28日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記2（4）「算定に関する事項」をご参照下さい。

なお、村田製作所および東光は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

ロ 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、村田製作所はペーカー & マッケンジー法律事務所を、東光はT M I 総合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、ペーカー & マッケンジー法律事務所およびT M I 総合法律事務所は、いずれも村田製作所および東光から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

利益相反を回避するための措置

村田製作所は既に東光の議決権68,101個（平成27年12月31日現在の総株主の議決権の数106,087個に占める割合（以下「議決権保有割合」といいます。）にして64.19%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合の計算において同じです。））を保有し、東光は村田製作所の連結子会社に該当することから、上記2（4）の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

イ 東光における、利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の

意見

東光の取締役のうち竹村善人氏は、村田製作所の取締役上席執行役員を兼務しており東光と利益が相反する可能性が否定できないことから、東光における意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するため、本株式交換契約の締結を決議した平成28年1月29日開催の東光の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）の審議および決議には参加しておらず、村田製作所との本株式交換についての協議および交渉にも参加していません。

そして、本取締役会は、本取締役会の審議および決議に参加していない竹村善人氏を除く東光の取締役4名および監査役3名全員が出席し、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

ロ 東光における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

東光の取締役会は、本株式交換を検討するにあたり、本株式交換における利益相反を解消し、本株式交換の公正性および透明性を担保するために、村田製作所と利害関係を有しない東光の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている丸山栄作氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、（a）本株式交換の目的の正当性、（b）本株式交換における交渉過程の手続の公正性、（c）本株式交換比率の公正性、（d）本株式交換が東光の少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて、検討を依頼しました。

丸山栄作氏は、かかる検討にあたり、（i）東光から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、東光の業績、企業価値の内容ならびに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯および決定過程等について説明を受け、（ii）みずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受け、（iii）T M I 総合法律事務所から、本株式交換に係る東光の取締役会の意思決定の方法および過程に関する説明を受けております。同氏は、上記関係者から受けた説明の内容やみずほ証券が作成した株式交換比率に関する算定書その他の本株式交換に関連する各種資料を慎重に検討した結果、（a）本株式交換は、東光を村田製作所の完全子会社にすることによって、村田製作所グループ内で分散している機能の集約によるバリューチェーンの最適化、グループ内の利益相反の回避による業務シナジーの発揮、グループ一体経営による最適な経営資源の配分と戦略の策定を可能とし、これによって両社の企業価値の向上を図ることを目的とするものであるから、本株式交換の目的は正当であると評価できること、（b）本株式交換において、東光は、独立した第三者算定機関であるみずほ証券から株式交換比率に関する算定書を取得し、本株式交換の諸手続および取締役会の意思決定の方法・過程等について独立した外部専門家の助言を受け、かつ、利益相反を回避するための措置も講じていること等から、本株式交換における交渉過程の手続は透明かつ公正であると評価できること、（c）独立した第三者算定機関による交換比率の算定の方法および過程において不合理な点は見当たらず、また、東光は、当該算定結果を踏まえて本株式交換比率に関する協議および交渉を行っていること等から、本株式交換比率は公正であると評価できること、（d）上記（a）乃至（c）に記載の各事項を総合的に勘案すれば、本株式交換に関する東光の決定が東光の少数株主の皆様にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書を平成28年1月29日付で東光の取締役会に提出してあります。

(5)本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の役職・氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社村田製作所
本店の所在地	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

代表者の役職・氏名	代表取締役社長 村田 恒夫
資本金の額	69,376百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ファンクショナルセラミックスをベースとした電子デバイスの研究開発・生産・販売

以 上